

令和5年度税制改正～資産税～ 相続時精算課税制度と暦年課税制度

令和5年度税制改正が行われました。その改正内容のうち、相続時精算課税制度と暦年課税制度の概要についてお知らせいたします。

相続時精算課税制度の見直し

相続時精算課税制度の使い勝手が向上されます。 ●暦年課税と相続時精算課税の**選択制は引き続き維持**する

●相続時精算課税で受けた贈与については、**暦年課税の基礎控除とは別途、毎年、110万円まで課税しない。**

※複数の特定贈与者で受像した**土地・建物**が、**災害により一定以上の被害を受けた場合は、相続時に再計算する**取扱いを設ける。次世代への早期の資産移転などの観点から導入された相続時精算課税制度について、利便性向上を図るため同制度が見直されます。

(1) **少額贈与に対する課税除外** 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、暦年課税の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとするとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額とする。

<適用時期>上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

(2) **贈与により取得した財産が一定の被害を受けた場合の取扱い** 相続時精算課税により受贈した一定の土地又は建物が、贈与の日から特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に、災害によって一定の被害を受けた場合には、相続税の課税価格への加算等の基礎となる土地又は建物の価額は、贈与の時ににおける価額から災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。

<適用時期>上記の改正は、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用する。

暦年課税における相続前贈与の加算期間の見直し

●相続開始前贈与の加算期間（改正前は相続開始前3年）を**7年**に延長する。 ※2024（令和6）年1月以降に受けた贈与について、加算期間の延長を適用する。〔2027年（令和9）年1月以降、加算期間は順次延長。加算期間が7年となるのは、2031（令和13）年1月以降〕 ●**延長した4年間に受けた贈与については、総額100万円まで相続財産に加算しない。**

相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等について、次の見直しを行う。

(1) **相続前贈与の加算期間の延長** 相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続の開始前7年以内（改正前：3年以内）に相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、贈与により取得した財産の価額（財産のうち相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、財産の価額の合計額から100万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することとする。

<適用時期>上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する。

～参考～ <贈与時>

	相続時精算課税制度	暦年課税
贈与者	贈与年の1月1日時点で60歳以上の者（特定贈与者）	—
受贈者	贈与者の推定相続人（贈与者の直系卑属である者のうち贈与年の1月1日時点で18歳以上の者のみ）で相続時精算課税選択届出書を提出した者（相続時精算課税適用者）	贈与により財産を取得した一定の者
基礎控除額	年110万円、二人以上の特定贈与者からの贈与がある場合は政令で定まる方法により計算※基礎控除額110万円を各特定贈与者からの贈与額に応じて按分	年110万円
特別控除額	2,500万円（既に控除した金額がある場合は、その金額の合計額を控除した残額）	—
贈与税額	（贈与税の課税価格－特定贈与者ごとの基礎控除額－特別控除額2,500万円等）×20%	（贈与税の課税価格－基礎控除額110万円）×一般税率・特例税率
贈与税の申告	相続時精算課税の適用を受ける贈与財産を取得した場合に申告、 贈与税の課税価格が特定贈与者ごとの基礎控除額以下の場合は申告不要	贈与税額がある場合に申告、贈与税の課税価格が基礎控除額110万円以下の場合は申告不要

<相続時>

	対象者	相続時精算課税適用者	相続又は遺贈により財産を取得した者
相続税の課税価格への加算	対象財産	特定贈与者からの贈与により取得した贈与財産	特定贈与財産を除く、相続開始前 7年以内 にその相続に係る被相続人から取得した贈与財産（加算対象贈与財産） <経過措置> ・令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に相続等により財産を取得した者は、相続開始前3年以内にその相続に係る被相続人から取得した贈与財産 ・令和9年1月1日から令和12年12月31日までの間に相続等により財産を取得した者は、令和6年1月1日から相続開始日までの間にその相続に係る被相続人から取得した贈与財産
	価額	贈与財産の価額－特定贈与者ごとの基礎控除額 <災害特例>※特定贈与者からの贈与により取得した土地・建物が、災害による一定の被害を受け、所轄税務署長の承認を受けた場合は被害に対応する部分の金額を控除	加算対象贈与財産の価額（相続時精算課税制度とは異なり、贈与時に控除した基礎控除額を含めた価額）※ ※加算対象贈与財産のうち相続開始前3年以内に取得した財産以外の財産は、その財産の価額の合計額から100万円を控除した残額
他の共同相続人等に係る贈与税の申告内容の開示等		相続時精算課税を適用した財産に係る贈与税の申告書に記載された相続時精算課税の基礎控除後の贈与税の課税価格の合計額	(1) 相続開始前3年以内に取得した加算対象財産・・・贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額 (2) (1)以外の加算対象贈与財産・・・贈与税の申告書に記載された贈与税の課税価格の合計額から100万円を控除した残額